

平成十八年文部科学省令第十二号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則を次のように定める。
(定義)

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校の設置
 - 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
 - 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「研究科等」という。）の設置又は大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更
 - 四 専門職大学の課程（学校教育法（以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更
 - 五 高等専門学校の学科の設置
 - 六 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設
 - 七 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
 - 八 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置者の変更
 - 九 大学等の廃止
- （大学又は高等専門学校の設置の認可の申請）
- 一 基本計画書（別記様式第一号）
 - 二 校地校舎等の図面
 - 三 学則
 - 四 大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
 - 一 基本計画書（別記様式第一号）
 - 五 教員名簿（別記様式第三号）
 - 六 教員個人調書（別記様式第四号）
 - 七 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- （大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、同項の書類に記載した書類
- 一 当該申請についての意思の決定を証する書類
 - 二 大学又は高等専門学校の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
 - 三 教員就任承諾書（別記様式第六号）
 - 四 前項の申請をした者のうち、医科大学（医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。）を設置しようとする者は、同項の書類に記載した書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
 - 五 附属病院所在地域の概況説明書（別記様式第六号）
 - 六 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（別記様式第七号）
 - 七 関連教育病院（医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。）の概要等を記載した書類（関連教育病院を利用する場合に限る。）
- （大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、同項の書類に記載した書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。）
- 一 附屬病院所在地域の概況説明書（別記様式第六号）
 - 二 附屬病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（別記様式第七号）
 - 三 関連教育病院（医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。）の概要等を記載した書類（関連教育病院を利用する場合に限る。）
 - 四 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。）を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に記載した書類（以下「薬学実習施設概要書類」という。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
 - 五 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）又は専門職学科（大学設置基準第四十二条第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下同じ。）を設ける大学若しくは短期大学にあっては、第六号に掲げる書類を除く。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
 - 六 必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限る。）

- 七 必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（大学設置基準別表第三イ（2）備考第二号、短期大学設置基準別表第一イ備考第五号又は専門部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。）
- 八 （学部等の設置の認可の申請及び届出）
- 第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 基本計画書（別記様式第二号）
 - 二 校地校舎等の図面
 - 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
 - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
 - 五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
 - 六 教員名簿（別記様式第三号）
 - 七 教員個人調書（別記様式第四号）
 - 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 2 前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。
- 3 第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 4 第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類（同項第六号に掲げる書類を除く。第十一項において同じ。）を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 6 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 7 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に設ける学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 8 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 9 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 10 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 11 第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十一条第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。
- 12 第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

13 第九項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

科学小説に届けるもの

（大学の）大半の陰の語置
研究和等の語置では大学の大半の陰の研究に依る語和の変換の語句の用法として、

この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第三条第一項	学部等の設置 学部等を開設する年度	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更 大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度
第三条第五項	大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三 条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門 職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携 学科を設置	大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科 学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更
第三条第六項	学科を開設 大学又は学部等	専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更 大学又は大学の大学院若しくは研究科等
第三条第七項	学部等を 大学の学部	大学の大学院又は研究科等を 大学の大学院又は研究科等の
第三条第九項	学部に設ける学科 学部等の設置 学部等開設年度	研究科に設ける専攻 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更 研究科等開設年度
第一条第一項	文部科学大臣に届け出るものとする。 （高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出）	前項の申請をしようとする者は、専門職大学の課程の変更であつて専門職大学院の課程 を設けようとする者は、同項において准用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定により提出する書類に加え、第二条第四項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に 規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
第二欄	第三条第一項	前項の申請をしようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十 一条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 一 基本計画書（別記様式第二号） 二 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。） 三 当該申請についての意思の決定を証する書類 四 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類 五 教員名簿（別記様式第三号）
第三欄	第三条第六項	専門職大学の課程の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に 文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。 第五条 第三条第一項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について准用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第九項	教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに	
	学部等開設年度	教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び 高等専門学校の学科の 学科開設年度
（大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可の申請及び届出）	（第六条 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の二）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。）	
一 基本計画書（別記様式第一号）		
二 校地校舎等の図面		
三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）		
四 当該申請についての意思の決定を証する書類		
五 大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類		
六 教員名簿（別記様式第三号）		
七 教員個人調書（別記様式第四号）		
八 教員就任承諾書（別記様式第五号）		
九 通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）		
十 通信教育に係る規程		
2 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。		
（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）		
第七条 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るもの）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。		
一 基本計画書（別記様式第一号）		
二 校地校舎等の図面		
三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）		
四 当該申請についての意思の決定を証する書類		
五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類		
六 教員名簿（別記様式第三号）		
2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。		
3 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げる書類を添えて、同項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。		
4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るもの）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。		
5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。		
6 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、第四項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。		
7 前三項の規定にかかわらず、同一の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の学科についての前三項の届出と第三条第九項、第四条第一項、第四条の二第一項、第五条又は第六条第二項の届出と同一の日に行う場合は、前三項の届出書（別記様式第一号の二）及び前三項の規定により添付する書類を提出することを要しない。（大学等の設置者の変更の認可の申請）		
第八条 大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。		
一 基本計画書（別記様式第二号）		
二 校地校舎等の図面		

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 変更の事由及び時期を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

（大学等の廃止の認可の申請及び届出）

第九条 大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 当該申請についての意思の決定を証する書類

三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

2 大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。

2 第三条第五項（第四条において準用する場合を含む。）の申請があつた場合には、当該申請があつた月の翌月から起算して六ヶ月以内に当該申請に係る認可をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（法第四条第三項の命令の期限）

第十二条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出（次条、第十三条及び第十四条において単に「届出」という。）をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があつた日から起算して六十日以内にこれを行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。

（認可等の公表）

第十三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨及び学生の確保の見通し等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号）。年齢及び月額基本給を除く。）並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があつた場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（留意事項）

第十四条 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行つた者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画（次条において「設置計画」という。）を履行するに当たつて留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（履行状況についての報告等）

第十五条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行つた者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（認可申請書等）

第十六条 この省令の規定による認可申請書（別記様式第一号の一）その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）については、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

附 則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）は、廃止する。

3 令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4 令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

附則別記様式

附 則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第一〇号）
 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年二月二七日文部科学省令第一号）抄
 （施行期日）

1 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則（平成二一年一月一一日文部科学省令第三五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一月一〇日文部科学省令第二〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月一四日文部科学省令第三八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一一月一九日文部科学省令第三七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一一月一一日文部科学省令第二九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月三日文部科学省令第四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一月一〇日文部科学省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一一月一一日文部科学省令第二九号）
 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年二月七日文部科学省令第二八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月一〇日文部科学省令第三七号）
 この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附 則（平成二九年五月三一日文部科学省令第二八号）
 この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日文部科学省令第三七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日文部科学省令第九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年二月二八日文部科学省令第四号）
 この省令は、平成三〇年三月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日文部科学省令第九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日文部科学省令第一七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年八月一三日文部科学省令第一九号）抄
 （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年八月一三日文部科学省令第一九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日文部科学省令第一七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月二日文部科学省令第一七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第一九号）
 この省令は、令和二年一月一日から施行し、令和三年度における大学の設置等に係る認可の申請及び届出から適用する。

附 則（令和三年一月一五日文部科学省令第一号）
 （施行期日）
 1 この省令は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

第一条 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年一〇月二日文部科学省令第一七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第一九号）
 この省令は、令和二年一月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月二日文部科学省令第一九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三一日文部科学省令第一九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

3 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年九月一日文部科学省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年七月二九日文部科学省令第一五号）

この省令は、令和四年八月一日から施行する。

附 則（令和四年八月三日文部科学省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日文部科学省令第三三号）
(施行期日)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例により認可の申請又は届出を行う場合は、改正前の様式を使用するものとする。

附 則（令和五年九月一日文部科学省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号の1

(用紙 日本産業規格A4縦型)

○○大学設置認可申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者の職名及び氏名

このたび、○○大学を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「○○大学設置」及び「○○大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関係する地方公共団体、公立大学法人又は学校法人の連名とすること。
- 3 「学校教育法第4条第1項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項」とすること。

別記様式第1号の2 (令3文科令2・全改)

(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

○○大学○○学部設置届出書

年 月 日

文部科学大臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、○○大学○○学部を設置することについて、学校教育法第4条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「○○大学○○学部設置」及び「○○大学○○学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項」とすること。

別記様式第2号(その1の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基本計画書

基　　本　　計　　画									
事　　項		記　　入　　欄					備　　考		
計画の区分									
フリガナ 設置者									
フリガナ 大学の名称									
大学本部の位置									
大学の目的									
新設学部等の目的									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
		年	人	年次人	人			年月 第 年次	
計									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、 名稱の変更等)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	科目	
学部等の名称		基幹教員				助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教				計
新	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	小計(a~b)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	計(a~d)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
設		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	小計(a~b)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
計(a~d)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
分	計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		

大学設置基準別表第一に定める基幹教員定数の四分の一の数
○○人大学設置基準別表第一に定める基幹教員定数の四分之三の数
○○人

既	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	0	0	0	0	0	0	0	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	0	0	
	小計（a～b）	0	0	0	0	0	0	0	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	0	0	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	0	0	
	計（a～d）	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	0	0	0	0	0	0	0	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	0	0	
	小計（a～b）	0	0	0	0	0	0	0	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	0	0	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0	0	0	
	計（a～d）	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
分	計	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	
	職 種	専 属	そ の 他				計		
	事 務 職 員	人 0	人 0				人 0		
	技 術 職 員	0	0				0		
	図 書 館 職 員	0	0				0		
	そ の 他 の 職 員	0	0				0		
	指 導 换 助 者	0	0				0		
	計	0	0				0		
		0	0				0		
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用			計		
	校 舎 敷 地	m ²	m ²	m ²			m ²		
	そ の 他	m ²	m ²	m ²			m ²		
	合 計	m ²	m ²	m ²			m ²		
	校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用			計		
		m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)			m ² (m ²)		
	教室・教員研究室	教 室	室	教 員 研 究 室			室		
	図書・設備	図書 新設学部等の名称 〔うち外国書〕冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕種	機械・器具 点	標本 点		
		〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])		
	計	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])		
	スポーツ施設等	ス ポ ツ 施 設		講 堂		厚 生 業 務 施 設		m ²	
			m ²		m ²		m ²		

経費 の見 積り 及び 維持 方法 の概 要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		教員1人当たり研究費等								
		共同研究費等								
		図書購入費								
		設備購入費								
		学生1人当たり 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要									
既設 大学等 の状況	大学等の名称									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
附属施設の概要										

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号(その1の2)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基本計画書

基本計画書									
事項		記入欄					備考		
計画の区分									
フリガナ 設置者									
フリガナ 大学の名称									
大学本部の位置									
大学の目的									
新設研究科等の目的									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称 計	修業年限	入学定員人	編入学定員年次人	取容定員人	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次 年月 第 年次	所在地
		年	人	年次人	人				
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行、名称の 変更等)									
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数					修了要件単位数		単位
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	科目	
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設分		人0	人0	人0	人0	人0	人0	人0	
		0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
既設分		0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	
職種		専属		その他			計		
事務職員		人0		人0			人0		
技術職員		0		0			0		
図書館職員		0		0			0		
その他の職員		0		0			0		
指導補助者		0		0			0		
計		0		0			0		

校地等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計				
	校舎敷地		m ²		m ²		m ²		m ²				
	その他		m ²		m ²		m ²		m ²				
	合計		m ²		m ²		m ²		m ²				
校舎			専用		共用		共用する他の学校等の専用		計				
			(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
講義室・新設研究科等の専任教員研究室			講義室	室	実験・実習室	室	演習室	室	新設研究科等の専任教員研究室	室			
図書・設備	新設研究科等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本			
			[]	[]	[]	[]	[]		点	点			
			([])	([])	([])	([])	([])		()	()			
	計		[]	[]	[]	[]	[]		()	()			
経費の見積り及び維持方法の概要	区分		開設前年度		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次				
	教員1人当たり研究費等				千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	共同研究費等				千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	図書購入費		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	設備購入費		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	学生1人当たり納付金		第1年次		第2年次	第3年次	第4年次	第5年次					
			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要												
既設大学等の状況	大学等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	取容定員充足率	開設年度	所在地			
	学部等の名称												
附属施設の概要													

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を引いたものとすること。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

既設		0	0	0	0	0	0	0
	うち、一般科目担当基幹教員	0	0	0	0	0	0	0
a.	一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0	0	0
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）	0	0	0	0	0	0	0
うち、専門科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	0
	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0	0	0
b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
うち、一般科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	0
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0	0	0
b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
うち、専門科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	0
	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0	0	0
b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0
職 種		専 屬			その他		計	
事 務 職 員		人 0)			人 0)		人 0)	
技 術 職 員		0)			0)		0)	
図 書 館 職 員		0)			0)		0)	
そ の 他 の 職 員		0)			0)		0)	
指 導 補 助 者		0)			0)		0)	
計		0)			0)		0)	

校 地 等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	
	校舎敷地		m ²		m ²		m ²		m ²	
	その他の		m ²		m ²		m ²		m ²	
	合計		m ²		m ²		m ²		m ²	
図書・設備	校舎		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	
			m ²	(m ²)						
教室										
経費の見積り及び維持方法の概要	図書			〔うち外国書〕冊		〔うち外国書〕冊		学術雑誌〔うち外国書〕種		機械・器具
				([])	([])	([])	([])	([])	([])	標本点
	計			([])	([])	([])	([])	([])	([])	
	スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設		
			m ²		m ²		m ²			
既設大学等の状況	区分			開設前年度		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次
	教員1人当たり研究費等									
	共同研究費等									
	図書購入費									
	設備購入費									
	学生1人当たり納付金			第1年次	千円	第2年次	千円	第3年次	千円	第4年次
										千円
学生納付金以外の維持方法の概要										
附属施設の概要										

(注)

- 1 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 高等専門学校の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 3 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 4 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号（その1の4）

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

基本計画書（共同学科）

既設学部等の状況	大学等の名稱		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
	学部等の名稱	修業年限							
校舎									
	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計			
	(n)	nf	(nf)	(nf)	(nf)	(nf)	(nf)		
既設学部等の状況									
	大学等の名稱	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度		所在地
	年	人	年次人	人	人	人	年		所在地
校舎									
	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計			
	(nf)	nf	(nf)	(nf)	(nf)	(nf)	(nf)		
既設学部等の状況									
	大学等の名稱	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度		所在地
	年	人	年次人	人	人	人	年		所在地
校舎									
	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計			
	(nf)	nf	(nf)	(nf)	(nf)	(nf)	(nf)		

- (注)
 1 共同学科を設置する場合、別記様式第2号(その1の1)に加え、この書類を作成すること。
 2 共同学科を設置する場合の「大学設置基準別表第一」について、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一」にそれぞれ読み替えて作成すること。
 3 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の要變の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 4 大学等の施設の認可の申請を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」、「経費の見積もり及び御持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号（その1の5）

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

基 本 計 画 書 (共 同 教 育 課 程)

事項		記入欄											
計画の区分													
構成大学の設置者													
構成大学の名称													
構成大学の本部の位置													
共同教育課程の名称													
共同教育課程の目的													
共同教育課程の概要		入学 定員 編入学定員 候補定員			入学 定員 編入学定員 候補定員			入学 定員 編入学定員 候補定員			移 業 年 休 (合 計)		
学 位 の 分 野											入 学 容 易 (合 計)		
開設時期及び開設年次													
教 育 課 程		講 義 演 呈 実験・実習	計	講 義 演 呈 実験・実習	計	講 義 演 呈 実験・実習	計	講 義 演 呈 実験・実習	計	講 義 演 呈 実験・実習	計	講 義 演 呈 実験・実習	計
(各構成大学が開設する 教科・科目数)		科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
専任教員													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													
助 手													

既設 研究科等の 状況	大学等の名称							所在地
	研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	
校舎		年	人	年次人	人			
既設 研究科等の 状況	大学等の名称							
	研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
校舎		年	人	年次人	人			
既設 研究科等の 状況	大学等の名称							
	研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
校舎		年	人	年次人	人			

④(3) 共用教育課程を設置する場合、別記様式第2号（その1の2）に加え、この書類を作成すること。

2 大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等」、「新設研究科等の専任教員研究室」及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

3 大学院等の施主の認可の申請を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「講義室等」、「新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」、「経費の見積もり及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

4 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実験も含むこと。

5 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要													
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態		基幹教員等の配置				備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	
○○科目													
	小計(科目)	—	—					—					
△△科目													
	小計(科目)	—	—					—					
□□○○科目													
	小計(科目)	—	—					—					
△△○○科目													
	小計(科目)	—	—					—					
合計(科目)		—	—					—					
学位又は称号		学位又は学科の分野				授業期間等							
卒業・修了要件及び履修方法						1学年の学期区分		期					
						1学期の授業期間		週					
						1时限の授業の標準時間		分					

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部等若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学の学部等若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学者は短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

別記様式第2号（その2の2）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要（共同学科等）												備考			
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数		授業形態			基幹教員等の配置					
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手
○○科目															
	小計（科目）	—	—							—					
△△科目															
	小計（科目）	—	—							—					
□□○科目															
	小計（科目）	—	—							—					
△△△科目															
	小計（科目）	—	—							—					
合計（科目）		—	—							—					
学位					学位の分野		授業期間等								
卒業・修了要件及び履修方法				開設大学	開設単位数（必修）		1学年の学期区分		期		1学期の授業期間		週		
											1時間の授業の標準時間		分		

(注)

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号（その2の1）の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 学部等、研究科等の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものも含む。）についても作成すること。
- 4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の取扱い規定に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 5 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 7 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 8 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 9 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実習実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 10 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 11 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 12 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

別記様式第2号(その2の3)

(用紙 日本産業規格A4横型)

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目日	配当年次	主要授業科目日	開設大学	単位数		授業形態		基幹教員等の配置										備考
						申請大学		連携外国大学												
						必修	選択	自由	講義	演習	実習	助教	助手	小計	手数料	当座教員担当	予教員担当	予講師担当	予助教担当	小計
○○科目	小計(科目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△△科目	小計(科目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
□○科目	小計(科目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△△科目	小計(科目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計(科目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学位	卒業・修了要件及び履修方法	学位の分野	開設大学名	開設単位数(必修)	授業期間	期	月	日	1学年の学期区分	1学期の授業期間	期	月	日	1学期の授業の標準時間	分	—	—	—	—	—

(注)

- 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その2の1)に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含まれること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の変更の認可を受けようとする場合は若しくは提出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の併記すること。
- 上級授業科目の欄には、授業の主たる目的に該当する欄、欄に「選抜」、「自由」のうち、該当する欄に記入すること。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選抜」、「自由」のうち、該当する欄に単位数を記入すること。
- 「授業形態」の欄の「実習・実習」に記入する場合は、実習も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実習実習については「実習・実習」の文字を、連携実務演習等について「演習」又は「実習・実習」の欄に「演」の文字を記入すること。
- 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 課程を開講科目及び後期課程科目に分ける場合は、専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する場合は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 単位区分欄に記入する「単位区分」欄に「単位区分」欄に記入する場合は、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「単位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する単位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

別記様式第2号（その2の4）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学における実験、実習又は実技による授業科目並びにこれに代替する演習による授業科目一覧								
(○○学部○○学科等)		授業科目の名称	主要授業科目	単位数			授業形態 [臨／連]	臨地実務実習に代えて連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）を修得させる事由及び見込まれる教育効果
必修	選択			自由				
実験、実習又は実技による授業科目	基礎科目							
	職業専門科目							
	展開科目							
	総合科目							
小計（　科目）							実験、実習又は実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果	
うち卒業・修了に必要な実習等単位数		—	—					
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数		—	—					
演習による実習等代替授業科目	基礎科目							
	職業専門科目							
	展開科目							
	総合科目							
小計（　科目）							実験、実習又は実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果	
うち卒業・修了に必要な演習代替単位数		—	—					
うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数		—	—					
合計（　科目）							実験、実習又は実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果	
うち卒業・修了に必要な実習等又は演習単位数		—	—					
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数		—	—					

(注)

- 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合は、別記様式第2号（その2の1）、（その2の2）又は（その2の3）に加え、この書類を作成すること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」欄には、実験、実習、実技又は演習の別を記入するとともに、臨地実務実習による授業科目にあっては「[臨]」の括弧書きを、連携実務演習等による授業科目にあっては「[連]」の括弧書きを追記すること。
- 「小計」の欄の「うち卒業・修了に必要な実習等単位数」には、実験、実習又は実技による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数」には臨地実務実習又は連携実務演習による（実験、実習又は実技によるものに限る。）に係る単位数を、「うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数」には連携実務演習等（演習によるものに限る。）に係る単位数を記入すること。
- 「実験、実習及び実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果」の欄には、臨地実務実習に代えて連携実務演習等（演習によるものに限る。）を修得させる場合のやむを得ない事由についても記入すること。
- 卒業・修了に必要な単位のうちに、基礎科目、職業専門科目、展開科目又は総合科目以外の授業科目であって、実験、実習若しくは実技又は演習によるものに係る単位を含める場合には、科目区分の枠を追加して記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数及び「単位数」に加え、前期課程に係る科目数及び「単位数」を併記すること。

別記様式第2号（その3の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

授業科目の概要				
(OO学部OO学科等)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校的学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 高等専門学校的学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目について、備考欄に「△」を記入すること。

別記様式第2号(その3の2)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

授業科目の概要(共同学科等)					
(共同〇〇学部〇〇学科等)					
科目区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

(注)

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その3の1)に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号(その3の1)の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 4 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

別記様式第2号(その3の3)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

授業科目の概要(国際連携学科等)					
(OO学部 国際連携OO学科)					
科目区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

(注)

- 1 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号(その3の1)に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 2 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 3 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 5 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

別記様式第3号(その1)

(用紙 日本産業規格A4横型)

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書番号	役職名	アリガト 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)

別記様式第3号（その2の1）

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

(注) 1. 種別の数は、本年調査結果による。

別記様式第3号（その2の2）

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

別記様式第3号（その2の3）

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

(注) 一般に、既存の方法による評議會は、議論の主題を「問題」の立場から

- 1 教員の前にじ、音楽を聴いて記入すること。
2 音楽を聴いて、自分の感想を書くこと。
3 「授業科目」は、各学年で音楽教科16時間に定められた「一日科目」(1科目)いわれて購入すること。
4 教育行政の「施設見習」は、教育課程に「いつの意見決定を行う箇所でも、施設の会員体である、個人、団体、組織などを配すこと。
5 用語に「高等専門学校」とある場合は、専修学校の教員が教員である場合と、専修学校の教員が教員である場合と、各の専修学校での教科名及びそれらの高等専門学校での教科区分を記載すること。

別記様式第3号（その2の4）

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

三

別記様式第3号（その2の5）

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

(注) 1. 本算出式が適用する範囲は、則て標準値の日（たとくのひ）における、この実験を実施する。

1. 共同教育課程に設置する場合は、別途記載式(号)〔そのものの2〕に代えて、この用語を用いること。
2. 共同教育課程に設置する場合は、別途記載式(号)〔そのものの2〕に代えて、この用語を用いること。
3. 共同教育課程に設置する場合は、別途記載式(号)〔そのものの2〕の例により、構成大学別のものを作成すること。

④ 他の学年の大学院の研究会の出席に応じて、学生の実習の認定を受けようとする場合

4. 他の学年の大学院の研究会の出席に応じて、学生の実習の認定を受けようとする場合

5. 「申請」は研究会の研究科の機関に事前に連絡をとり当該年号(号)の場合は、専任教員の記載すること。

別記様式第3号(その3の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職位	学位	29歳以下	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計	備考
教 授	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大學生	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大學生	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大學生	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大學生	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大學生	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。

2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。

3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。

4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。

5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

別記様式第3号（その3の2）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基幹教員の年齢構成・学位保有状況 (専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する基幹教員)												
職位	学位	29歳以下	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計	備考		
教 授	博士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短期大学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	その他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
准教授	博士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短期大学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	その他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
講 師	博士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短期大学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	その他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
助 教	博士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短期大学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	その他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
合 計	博士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	修士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	短期大学士	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	その他	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	

(注)

1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、別記様式第3号（その3の1）に加え、この書類を作成すること。

2 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。

3 この書類は、専門職大学設置基準第35条第1項、専門職短期大学設置基準第32条第1項、大学設置基準第12条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。

4 それぞれの年齢区分ごとに、別記様式第3号（その3の1）に記入した基幹教員の数の内数として、実務の経験等を有する基幹教員の数を記入するとともに、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第12条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者の数を括弧書きで記入すること。

5 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。

6 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。

7 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

別記様式第3号（その4）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

(注)

- この書類は、専門大学等、専門大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合に作成すること。
 - この書類は、専門大学設置基準第35条第1項、専門職短期大学設置基準第32条第1項、大学設置基準第42条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。
 - 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
 - 「実務経験分」には、通し番号を記入すること。
 - 「実務経験等を有する基幹教員のうち、専門大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条第8第2項に規定する者については「(実)研」の文字を記入すること。
 - 「専門大学等における実務経験、保有学位又は企業等における研究上の業績の概要」の欄は、実務の経験等を有する基幹教員のうち、専門大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条第8第2項に規定する者について記入し、これに該当しない者については斜線を引くこと。
 - 「実務の経験等を有する基幹教員の欄」「うなづけ(実)研」の欄は、実務の経験等を有する基幹教員のうち、専門大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する者の人数を記入すること。
 - 実務の経験等を有する基幹教員の欄に応じ、適宜をも増やして記入すること。

別記様式第4号(その1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教員個人調書

履歴書				
フリガナ		性別		生年月日(年齢)
氏名				年月日(満歳)
国籍			現住所	
月額基本給	千円			
学歴				
年月	事項			
年月				
年月				
年月				
職歴				
年月	事項			
年月				
年月				
学会及び社会における活動等				
現在所属している学会				
年月	事項			
年月				
年月				
年月				
賞罰				
年月	事項			
年月				
年月				
年月				
現在の職務の状況				
勤務先	職名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況	
開設後の職務の状況				
勤務先	職名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況	
上記のとおり相違ありません。 年月日 氏名				

(注)

- 1 この書類は、学長(高等専門学校にあっては校長)及び基幹教員(大学院にあっては専任教員)について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは衛生に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「国籍」の欄は、当該学長等が外国籍である場合にのみ、その国名を記入すること。

別記様式第4号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育研究業績書				
年月日				
氏名				
研究分野		研究内容のキーワード		
教育上の能力に関する事項				
事項		年月日	概要	
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書、教材				
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 その他				
職務上の実績に関する事項				
事項		年月日	概要	
1 資格、免許				
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項				
4 その他				
研究業績等に関する事項				
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
(著書) 1 2 3 ⋮				
(学術論文) 1 2 3 ⋮				
(その他) 1 2 3 ⋮				

(注)

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び基幹教員（大学院にあっては専任教員）について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「研究業績等に関する事項」には、書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

別記様式第4号(その2の2)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育・実務業績書(専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員)						
年月日						
氏名						
職業分野	職務内容のキーワード					
教育上の能	力	に	関	す	る	事項
事項	年月日	概要				
1 教育方法の実践例						
2 作成した教科書、教材						
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価						
4 その他						
実務上の実績に	年月日	関する事項				
事項						
1 資格、免許						
2 職務の経歴及び職務上の業績						
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価						
4 その他						
研究業績等に	年月日	関する事項				
事項						
1 著書、論文、その他の成果発表						
2 特許等						
3 その他						

(注)

1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、2に掲げる教員について、別記様式第4号(その2の1)に代えて、この書類を作成すること。

2 この書類は、次の(1)から(3)までの教員について、作成すること。

(1) 専門職大学設置基準第38条第5号若しくは第6号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第39条第1号、第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。)、専門職短期大学設置基準第35条第4号若しくは第7号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第36条第1号、第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。)、大学設置基準第13条第5号若しくは第6号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第14条第1号、第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。)又は短期大学設置基準第23条第4号若しくは第7号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第24条第1号、第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。)により、教授、准教授、講師又は助教になろうとする者。

(2) 専門職大学設置基準第39条第5号に該当すること(同号に該当することにより同令第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。)、専門職短期大学設置基準第36条第4号に該当すること(同号に該当することにより同令第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。)、大学設置基準第14条第5号に該当すること(同号に該当することにより同令第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。)又は短期大学設置基準第24条第4号に該当すること(同号に該当することにより同令第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。)により、准教授、講師又は助教になろうとする者。

(3) 専門職大学設置基準第41条第3号、専門職短期大学設置基準第38条第3号、大学設置基準第16条第3号又は短期大学設置基準第25条の2第3号に該当することにより、助教になろうとする者。

3 「研究業績等に関する事項」の欄の「1 著書、論文、その他の成果発表」には、書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

別記様式第5号

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 員 就 任 承 諾 書

年 月 日

(申請者名) 殿

氏名

私は、○○大学の設置の認可の上は、○○学部○○学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、○○学部○○学科の主要授業科目を担当する者として、○○年○○月○○日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

なお、他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することではなく、上記として就任することには問題ございません。

記

・ (授業科目名)

・
・
・
・

(注)

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び教員について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「○○大学の設置」及び「○○学部○○学科」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 4 「○○学部○○学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、○○学部○○学科の主要授業科目を担当する者」と及び、「就任し、下記の科目を担当する」と及び「他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することではなく」との部分については、役職、授業科目の担当の有無等に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第6号 (令元文科令9・一部改正)

附属病院所在地域の概況説明書

(用紙 日本産業規格A4縦型)

事項	記	入	欄					備考
				過去3年間における人口増減数	年	年	年	
人口及び その動態	区 域	左の区域に含まれる市区町村名	人口					今後5年間ににおける人口増減の見込み
			千人	千人	千人	千人	千人	
	所在地からほぼ10km圏内 にある市区町村の区域							
	所在地からほぼ20km圏内 にある市区町村の区域							
	同一都道府県内							
医療機関の 配置状況	区 域	医療機関数 保有病床数	医師数	医師一 人当たり 人当口	推定患者数 (年間延べ)		外来患者数	外来患者数
					入院患者数	外来患者数		
	所在地からほぼ0km圏内 にある市区町村の区域		床	人	人	人	人	人
	所在地からほぼ20km圏内 にある市区町村の区域							
	同一都道府県内							

附属病院の患者確保の見通し	
附属病院と地域社会との連携関係	

(注)

- 1 「人口及びその動態」及び「医療機関の配置状況」の欄に記入する数値について、その基礎となった調査統計等の名称及び調査時点を「備考」の欄に記入すること。
- 2 「所在地からほぼ10(20)km圏内にある市区町村の区域」とは、当該附属病院の所在する市区町村（政令指定都市の区を含む。）又は当該附属病院の所在地から直線距離で10(20)km以内に市区役所、町村役場が所在する市区町村の区域をいう。

別記様式第7号 (令元文科令9・一部改正)

附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書

(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

歯 科 技 工 士												
理 学 療 法 士												
作 業 療 法 士												
臨 床 工 学 技 士												
その他の技術職員												
事 務 員												
その他の職員												
計												
これらの職員の確保のための計画												
確保のための計画												

(注)

- 1 医師及び歯科医師については、当該大学の教員である医師及び歯科医師の数をそれぞれ括弧書き（内数）で記入すること。
- 2 「その他の技術職員」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等医療従事者をいう。
- 3 「これらの職員の確保のための計画」の欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保のための計画の概要について記入すること。

別記様式第7号の2

(用紙 日本産業規格A4横型)

教育課程連携協議会構成員名簿

○○専門職大学等

番号	構成員区分	関係する学部等又は研究科等	氏 名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴

(注)

- 1 一の大学に複数の教育課程連携協議会を設ける場合には、それぞれの教育課程連携協議会ごとに作成すること。
- 2 教育課程連携協議会の構成員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 3 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 4 「構成員区分」の欄には、大学設置基準第42条の5第2項各号、短期大学設置基準第35条の4第2項各号、専門職大学設置基準第10条第2項各号、専門職短期大学設置基準第7条第2項各号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項各号に規定する教育課程連携協議会の構成員の区分を記入すること。
- 5 「関係する学部等又は研究科等」の欄は、当該構成員が特定の学部等又は研究科等と連携するものである場合に、当該学部等又は研究科等の名称を記入すること。
- 6 「当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴」の欄は、当該構成員が当該専門職大学等の課程に係る職業における実務の経験を有する場合に記入すること。ただし、大学設置基準第42条の5第2項第2号及び第4号、短期大学設置基準第35条の4第2項第2号及び第4号、専門職大学設置基準第10条第2項第2号及び第4号、専門職短期大学設置基準第7条第2項第2号及び第4号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に規定する構成員については、必ず記入すること。

別記様式第7号の3

(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

教育課程連携協議会構成員就任承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

氏名

私は、〇〇専門職大学の設置の認可の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

(注)

- 「〇〇専門職大学」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第7号の4 (その1) (平29文科令37・追加、令元文科令9・一部改正)

臨地実務実習施設の確保状況説明書

(用紙 日本産業規格 A4縦型)

(○○専門職大学○○学部等)

番号	授業科目の名称	必修、選択、自由の別	履修予定学生数	施設番号	施設の名称	受入予定学生数	当該施設実習時間数	臨地実務実習施設	
								受入予定学生・時間数	受入予定学生・時間
1			人			人	時間	人・時間	
	単位数	施設実習時間数				人	時間	人・時間	
	単位	時間				人	時間	人・時間	
						受入学生・時間数	小計		人・時間
番号	授業科目	臨地実務実習施設							
		必修、選択、自由の別	履修予定期間	施設番号	施設の名称	受入予定期間	当該施設実習時間数	受入予定期間	受入予定学生・時間数
2			学生数			人	時間	人・時間	
	単位数	施設実習時間数				人	時間	人・時間	
	単位	時間				人	時間	人・時間	
						受入学生・時間数	小計		人・時間

三

- 1 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
 - 2 開設する臨地実習に係る授業科目の数及び当該授業科目の授業を行う臨地実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
 - 3 「授業科目」の欄の「施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち臨地実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
 - 4 「臨地実習実施設」欄の「施設番号」は、臨地実習実施設一覧(別紙様式第7号の4(その2))に記入する施設番号を記入すること。

記入すること。

5 「臨地実務実習施設」欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目に係る施設実習時間数のうち、当該臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。

6 「臨地実務実習施設」の欄の「受入予定学生・時間数」は、受入予定学生数に当該施設実習時間数を乗じて得た数を記入すること。

7 「履修予定学生数計」の欄、「単位数計」の欄、「施設実習時間数計」の欄は、全ての授業科目の履修予定学生数、単位数及び施設実習時間数をそれぞれ合計した数を記入すること。

8 「受入予定学生・時間数計」の欄は、全ての授業科目に係る臨地実務実習施設の受入予定学生・時間数を合計した数を記入すること。

別記様式第7号の4（その2）（平成29年4月30日・追加、令和元年4月9日・一部改正）

（用紙 日本産業規格 A4 横型）

臨地実務実習施設一覧

（○○専門職大学○○学部等）

施設番号	臨地実務実習施設の名称	所在地	履修させる授業科目					主な実習場所の面積	備考		
			授業科目の名称	必修・選択・自由の別	単位数	履修予定学生数	当該施設実習時間数				
1				単位	人	時間	人・時間	m ²			
				単位	人	時間	人・時間	うち必修科目分 m ²			
				単位	人	時間	人・時間	うち選択科目分 m ²			
			計（科目）	単位	のべ人	時間	人・時間	うち自由科目分 m ²			
2				単位	人	時間	人・時間	m ²			
				単位	人	時間	人・時間	うち必修科目分 m ²			
				単位	人	時間	人・時間	うち選択科目分 m ²			
			計（科目）	単位	のべ人	時間	人・時間	うち自由科目分 m ²			
受入予定学生・時間数の合計 人・時間								主な実習場所の面積の合計 m ²			
うち必修科目分 人・時間								うち必修科目分 m ²			
うち選択科目分 人・時間								うち選択科目分 m ²			
うち自由科目分 人・時間								うち自由科目分 m ²			

（注）

- 1 使用する臨地実務実習施設の数及び当該施設で授業を行う臨地実務実習の授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 「施設番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 3 「履修させる授業科目」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 4 「履修させる授業科目」の欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち当該施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 5 「主な実習場所の面積」の欄は、当該施設内の実習場所のうち、特に継続的に又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所で臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
- 6 「主な実習場所の面積」の欄の「うち必修科目相当分」は、主な実習場所のうち、必修科目の授業で使用する部分の面積を、「うち選択科目相当分」は、選択科目の授業で使用する部分（必修科目の授業で使用する部分を除く。）の面積を、「うち自由科目相当分」は、自由科目の授業で使用する部分（必修科目又は選択科目で使用する部分を除く。）の面積を記入すること。

別記様式第7号の4 (その3) (平29文科令37・追加、令元文科令9・一部改正)
 (用紙 日本産業規格 A4縦型)
 臨地実習施設の概要

施設に関する事項	名 称							
	所在 地	(キャンパスからの移動方法 (所要時間 分))						
	施設の面積	m ² (うち主な実習場所の面積 m ²)						
	開設者・管理者、従業員数	開 設 者	管 理 者	従業員数				
	事業の概要							
当該施設の選定理由								
に履修するせるする授業科目	各授業科目	授業科目の名称	必修・選択・自由の別	単位数	履修予定学生数	施設実習時間数	受入予定学生・時間数	主な実習場所
				単位	人	時間	人・時間	
				単位	人	時間	人・時間	
		全 体	計 (科目)	単位	のべ人	時間	人・時間	
	実習の実施体制に関する事項	実習指導者	氏名	所属・職名		実務経験年数	担当授業科目	
					年			
					年			
					年			
その他の指導体制								
実習受入期間・1日当たり実習時間	実 習 受 入 期 間			1日当たり実習時間				
	年間 日			時間				

その 他	他の学校等からの校外実習受入れ予定	他の学校等の名称	受入れ人数	受入期間	
			人	年度 年間 日	
			人	年度 年間 日	
当該施設が使用できなくなった場合の代替措置					
備 考					

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設について作成すること。
- 2 「施設の面積」の欄の「うち主な実習場所の面積」は、当該施設の実習場所のうち、特に継続的又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所で、臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
- 3 「履修させる授業科目に関する事項」の「全体」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 4 「実習指導者」の欄は、実習指導者の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 5 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄は、受入れを予定する他の大学等の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 6 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄の「受入れ人数」は、受入れを予定している学生等の人数を記入すること。

別記様式第7号の5

(用紙 日本産業規格A4縦型)

臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

開設者又は管理者の職名及び氏名

○○専門職大学○○学部等の臨地実務実習施設として、○○年度より(臨地実務実習施設名)を使用することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一の開設者又は管理者が二以上の臨地実務実習施設を開設又は管理する場合には、当該二以上の臨地実務実習施設について一の承諾書を作成すれば足りるものとする。
- 2 「○○専門職大学○○学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「(臨地実務実習施設名)」の部分は、使用を承諾する臨地実務実習施設の名称を記入すること。なお、1のただし書に掲げる方法により承諾書を作成する場合には、二以上の臨地実務実習施設の名称を列記すること。

別記様式第7号の6

(用紙 日本産業規格A4縦型)

連携実務演習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

事業者名

○○専門職大学○○学部等の連携実務演習等の連携先事業者として、○○年度より下記の授業科目の実施に関し、連携・協力することを承諾します。

記

・ (授業科目名)

(注)

- 1 この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に、その連携先事業者について作成すること。
- 2 「○○専門職大学○○学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第7号の7 (平29文科令37・追加、令元文科令9・一部改正)

(用紙 日本産業規格 A4縦型)

必要校地面積の減算説明書

(○○専門職大学等)

必要校地面積の減算に関する説明						備考		
校地面積を減ずる事由等	校地の所在地							
	その場所に立地することが特に必要な事由							
	所要の土地の取得が困難な事由							
	教育上必要な環境の整備の状況							
その他特記事項								
保有する校地等の面積	区分	当該専門職大学等の校地等面積			共用する他の学校等の専用	合計		
		専用	共用	小計				
	校舎敷地(うち空地)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)		
	運動場用地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	小計	m ²	m ²	m²	m ²	m ²		
	その他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
収容定員	区分	員数	収容定員等に関する特記事項					
	昼間	人						
	夜間	人						
	昼夜開講	人						
	計	人						
収容定員上の学生一人当たり校地面積		m²						

(注)

- 1 この書類は、専門職大学設置基準第46条第2項又は専門職短期大学設置基準第44条第2項の規定により、所要の校地面積を減することとする場合に作成すること。
- 2 「教育上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校地面積を減することとしても教育に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等における教育環境の整備状況についての説明を記入すること。
- 3 「収容定員上の学生一人当たり校地面積」の欄は、校地（共用部分を含む。）の面積を収容定員の員数で除した面積を記入すること。
- 4 「収容定員等に関連する特記事項」の欄は、昼間学部及び夜間学部を併設し、又は昼夜開講制を行う場合における学生の履修及び施設の使用の態様など、収容定員等に関連して特に説明すべき事項がある場合に記入すること。

(平成30文科令4・全改、令和元文科令9・一部改正)

必要校舎面積の減算説明書

(用紙 日本産業規格A4縦型)

(○○専門職大学○○学部等)

必要校舎面積の減算に関する説明

備考

校舎面積を減ずる事由	必要校舎面積の減算に関する説明					備考
	【】その他の相当の事由					
保有する校舎面積	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する他の学校等 の専用 (m ²)	計 (m ²)	計 (m ²)	
	区分	必修 (m ²)	選択 (m ²)	自由 (m ²)	計 (m ²)	
臨地実務実習	単位数	設置基準上の必要単位数 開設単位数 うち卒業に必要な単位数 うち設置基準上の必要 単位相当分	単位 単位 単位 単位	単位 単位 — —	単位 単位 — —	単位
	主な実習場所の面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
臨地実務実習施設	うち設置基準上の必要単位相当 分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	当該施設を使用できなくなった場合 の代替措置					

校外実習を行なう授業科目及びその他の校外実習内容	授業科目	実習内容
使用する施設		
校舎の所在地		
所在地周辺の概況		
教育研究上必要な環境の整備の状況		
その他特記事項		

(注)

- 1 この書類は、専門職大学設置基準別表第2イ備考第5号、専門職短期大学設置基準別表第2イ備考第5号、大学設置基準別表第3イ(2)備考第2号又は短期大学設置基準別表第2イ備考第5号の規定により所要の校舎面積を減ずることとする場合に作成すること。
- 2 「校舎面積を減ずる事由」の欄は、該当するものについて「[]」内に「○」を記入すること。
- 3 「保有する校舎面積」の欄は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度(以下「完成年度」という。)における校舎面積を記入すること。ただし、校舎を段階的に整備する場合には、完成年度における校舎面積に加え、開設年度における校舎面積を括弧内に併記すること。
- 4 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「設置基準上の必要単位数」は、専門職大学又は大学に設ける専門職学科にあっては「20単位」と、二年制の専門職短期大学(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を含む。)又は短期大学に設ける二年制の専門職学科(卒業要件の特例を適用する夜間三年制の短期大学の専門職学科を含む。)にあっては「10単位」と、

三年制の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を除く。）又は短期大学に設ける三年制の専門職学科（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の短期大学の専門職学科を除く。）にあっては「15単位」と記入すること。

5 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「開設単位数」は、「必修」、「選択」及び「自由」のそれぞれについて、臨地実務実習に係る開設授業科目の単位数の合計を記入すること。

6 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち卒業に必要な単位数」は、「必修」については5により記入した開設単位数と同じ単位数を、「選択」については開設単位数のうち当該専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の卒業に必要な単位数を記入すること。

7 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち設置基準上の必要単位相当分」は、次により記入すること。

(1) 「必修」については、4により記入した設置基準上の必要単位数が、5により記入した開設単位数を下回る場合には、当該設置基準上の必要単位数を記入し、それ以外の場合には、当該開設単位数を記入すること。

(2) 「選択」については、(1)により記入した必修科目に係る設置基準上の必要単位相当分の単位数が、4により記入した設置基準上の必要単位数を下回る場合には、それらの差に相当する単位数を記入し、それ以外の場合には、「0単位」と記入すること。

8 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄には、臨地実務実習施設一覧（別記様式第7号の4（その2））に記入する主な実習場所の面積の合計を記入すること。

9 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄の「うち設置基準上の必要単位相当分」は、「必修」及び「選択」のそれぞれについて、8により記入した主な実習場所の面積に、7により記入した設置基準上の必要単位相当分の単位数を5により記入した開設単位数で除して得た割合を乗じて得た面積を記入すること。

10 「その他の校外実習」の欄は、臨地実務実習を行ふ授業科目で校外実習を行ふ場合に記入すること。なお、「授業科目」及び「実習内容」の欄は、校外実習を行ふ授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。

11 「立地」の「所在地周辺の概況」の欄には、学生の教育、厚生補導等に関連する周辺の施設等の状況について記入すること。

12 「教育研究上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校舍面積を減ずることとしても教育研究に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等の学部等又は専門職学科の教育研究環境の整備状況についての説明を記入すること。

別記様式第8号

通信教育実施方法説明書

(○○学部○○学科等)

通信教育を開設する学部等の計画					備考
主たる授業の方法	印刷教材	放送	メディア利用	面接	
開設する授業科目の合計単位数					
うち卒業又は修了に必要な単位数					
職種		通信教育の課程を専ら担当	通学の課程を併せて担当	計	
基幹教員		人 0	人 0	人 0	
基幹教員以外の教員		0	0	0	
計		0	0	0	
職種		専属	その他	計	
事務職員		人 0	人 0	人 0	
技術職員		0	0	0	
図書館職員		0	0	0	
その他の職員		0	0	0	
指導補助者		0	0	0	
計		0	0	0	
指導補助者の名称、役割、採用条件及び研修の方法					

通 信 教 育 の 実 施 方 法				備考																								
印刷教材授業の実施計画	利用する教材の特色																											
	学修過程の管理方法																											
	試験の実施方法等																											
放送授業の実施計画	利用する技術の特色																											
	学修過程の管理方法																											
	試験の実施方法等																											
メディア利用授業の実施計画	利用する技術の特色																											
	同時双方向性の確保																											
	学修過程の管理方法																											
	試験の実施方法等																											
面接授業の実施計画	実施期間	実施施設の名称及び所在地	授業科目の名称																									
	実施施設の名称	室の区分	室数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施施設の名称</th> <th>室の区分</th> <th>室数</th> <th>総面積</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>m²</td><td>人</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody></table>	実施施設の名称	室の区分	室数	総面積	収容人員				m ²	人														
実施施設の名称	室の区分	室数	総面積	収容人員																								
			m ²	人																								

提出期限	認可の申請又は届出の区分			
		基本計画書	届出書	認可申請書
1月度の開設 日同1の前設 まで3か0年度	認可を受ける場合	※1	○	○
日同1度の開設 まで3か3々年 1から月年度	認可を受ける場合	※1	○	○
1から月年又1から月し日同1度度は日同1度の開設 日同1度は日同1くま月日の開設まで3か8前設で3か3々年 3か8設で3か3若1から月年年又1から月年度	等々連うの携ち設学国置科際	※1	○	○
ま月か4の開設 で3から月前設 111年年 日2日度	届出を行う場合	※1	○	○
で12か月年度開設 日月ら1度の設 ま31日4前年	のる攻連は学際う 変課に携国科連ち 程係専際又携國	※1	○	○
で日3同か13度々の年開設 ま1月ら日月の年前度設	場するけを認めるとよ受可	※1	○	○
で日32ら日月の年の年変 ま1月1か14度前度更	合るとおを届場する行出	※1	○	○
で日3同か13度々の年開設 ま1月ら日月の年前度設	場するけを認めるとよ受可	※1	○	○
で日32の年の年開設 ま1月1度前度設	合るとおを届場する行出	※1	○	○
日月か月度はま3ら1の々度開設 ま3ら1の前で1同日3年の設 で0同日6年又日月か月度前年	るう受認場合とけ可 場合すよを	※1	○	○
で日32ら日月の年の年開設 ま1月1か14度前度設	合るとおを届場する行出	※1	○	○
	るう受認場合とけ可 場合すよを	※1 3	○	○
	場するけを認めるとよ受可	3※1	○	○
	場るとおを届場する行出	1※3	○	○

教員名簿		校地校舎等の図面												学則											
		(様式第2号)(そ)				(様式第2号)(そ)				(様式第2号)(そ)				(様式第2号)(そ)				(様式第2号)(そ)				(様式第2号)(そ)			
の2の2)	(様式第3号)(そ)																								
※1	○	○							○	○	○	○	○	※5	※3	○	※6	※5	※3	○	※4	※3	※3	※2	
※1	○	○						○	○	○	○	○	○	※3	○	※6		※3	※4	○	※4	※3	※3	※2	
※1	○	○						○	○	○	○	○	○			※6	○	○	○						
※1	○	○						○	○	○	○	○	○	※3	○	※6		※3	※4	○	※4	※3	※3	※2	
※1	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※1	○	○						○	○	○	○	○	○	※5	※3	○	○	※5	※3	○	○				
※1	○	○						○	○	○	○	○	○	※5	※3	○	○	※5	※3	○	○				
※1	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
※1	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	○	○						○	○	○	○	○	○					※6					※4	※3	※2
	○	○						○	○	○	○	○	○					※6					※4	※3	※2
	○	○						○	○	○	○	○	○					※6					※4	※3	※2
		○																※6					※4	※3	※2
		○																※6					※4	※3	※2
			○															※6					※4	※3	※2
			○															※6					※4	※3	※2

(注)

1 ※1は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する場合には、別記様式第2号（その1の1）に代えて別記様式第2号（その1の2）を、別記様式第3号（その2の1）に代えて別記様式第3号（その2の2）を作成すること。
2 ※2は、高等専門学校又は高等専門学校の学科の設置をする場合には、別記様式第2号（その1の1）に代えて別記様式第2号（その1の3）を、別記様式3号（その2の1）に代えて別記様

別説高僧傳 卷之三

（その2）を併用すること
（そは、七司会社の「」も併用することは、日清会
式）

※ 3は、共同学科を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科を設置している場合に添付すること。

※4は、共同教育課程を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同教育課程を設置している場合に添付す

共同教學和語音操練的場合之下由老師著意於某個字的發音，學生等若共同發音時，則學生會將該字的發音模仿得極為準確。

別言林卷之三

を作成すること。

※6は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは

専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学者しくは短期大学専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは

変更する場合に添付すること。

- 7 ※7は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、別記様式第4号（その2の2）（注）
2に掲げる教員について、別記様式第4号（その2の1）に代えて別記様式第4号（その2の2）を作成すること。
- 8 ※8は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 9 ※9は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 10 ※10は、大学の学部に専門職学科を設置する場合、短期大学の学科に専門職学科を設置する場合、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
- 11 ※11は、通信教育を開設する場合に添付すること。
- 12 ※12は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
- 13 ※13は、大学の大学院の設置者変更又は研究科等の設置者変更のみを行う場合は、別記様式第2号（その1の1）に代えて別記様式第2号（その1の2）を、大学の廃止又は大学の学部等の廃止と併せて大学院の廃止又は大学院の研究科等の廃止を行う場合は、別記様式第2号（その1の1）に加えて別記様式第2号（その1の2）を添付すること。